

# 村長への手紙

令和6年1月30日

## 保育料について

1月17日付 信濃毎日新聞に県が保育園の費用を助成するとの一面記事がありました。ぜひ原村でもやっていただきたいです。

その際、同時入所の有無による区別は不要だと考えます。なぜなら、上の子と下の子の年齢差に関わらず子育てにはお金がかかるからです。

また、保育所に預ける理由の多くは就労です。所得制限なく支援してもらいたいです。特に高所得の子育て世帯が原村に住んでいれば、その分、住民税も入るはずで、「働く方が損」と考えたくありません。生きいきと子育てや仕事ができる村であるよう、新しい村長へ期待しております。

## 令和6年2月3日 回答

保育料に関するご要望をお寄せいただきありがとうございます。  
次のとおり回答いたします。

- 1月17日付け信濃毎日新聞にて報道されました県の保育料減免に対する補助につきましては、県への情報収集、財政面に関する事、事務処理上の調整を含め調査研究中です。今回お寄せいただきましたご要望の内容も検討の材料といたします。
- 保育料減免につきましては、現行の制度を念のためご案内します。  
未満児保育は、第3階層（村民税所得割課税額48,600円未満）及び第4階層の内村民税所得割額77,101円の世帯はそれぞれの保育料に対し、世帯で第2子は半額、第3子以降は無料です。  
第3階層及び第4階層の内村民税所得割額77,101円の世帯で、ひとり親家庭、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると村長が認めた世帯の場合は、それぞれの保育料に対し、世帯で第2子以降無料です。  
その他の階層の場合、3歳未満児は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料です。

なお、3歳以上児の保育料は無償となっており、副食費のみを頂いています。

現行制度から、ご要望いただきました同時入所の要件を無くすことについて、1で回答しました調査研究の状況です。

- 3 保育料につきましては、保育に必要な費用の一部を所得に応じてご負担いただくものです。所得によって金額を設定しているのは、家庭の経済状態にかかわらずすべての保育を必要とする家庭にご利用いただくためです。

3歳未満の保育料の所得による階層区分につきましては、ご理解いただけますと幸いです。

ご要望いただきました点につきましては、繰り返しとなりますが1で回答しましたとおり検討の材料といたします。